県　章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火･金曜日
（当日が県の休日に当たるときは休刊とする。）

目　　次

告　示
○土地改良区の解散（村づくり計画課）…… 1
○公共測量の実施の通知（農地農村整備課）…… 1
○民有保安林の指定の解除の予定（森林管理課）…… 1
○公有水面埋立免許の出願の要領（漁港漁場課）…… 2
○公有水面埋立承認の出願の要領（漁港漁場課）…… 3
公　告
○建設業者の許可の取消し（技術・建設業課）…… 5
○開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…… 7
正　誤
○令和６年８月27日付け公報定期第5245号中訂正…… 7
○令和６年９月10日付け公報定期第5249号中訂正…… 7

告　　示

沖縄県告示第436号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第１項第１号の規定により、次のとおり土地改良区が解散した。

令和６年12月６日

沖縄県知事　　玉　　城　　康　　裕

１　土地改良区の名称　間那津土地改良区
２　解散認可年月日　令和６年11月15日

沖縄県告示第437号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、沖縄県宮古農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和６年12月６日

沖縄県知事　　玉　　城　　康　　裕

１　公共測量を実施する地域　宮古島市地内（屋敷原地区）
２　公共測量を実施する期間　令和６年11月１日から同年12月20日まで
３　作業種類　公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第438号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第１項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和６年12月６日

沖縄県知事　　玉　　城　　康　　裕

１　解除予定保安林の所在場所　宮古島市平良字東仲宗根竹原676番２・676番４から676番６まで（以上４

筆について次の図に示す部分に限る。）
２　保安林として指定された目的　公衆の保健
３　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第439号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第２条第２項の規定により、公有水面埋立免許の出願があった。その要領は、次のとおりである。

なお、出願書面及び関係図書は、令和６年12月６日から同月27日まで沖縄県農林水産部漁港漁場課、沖縄県南部農林土木事務所及び糸満市役所において縦覧に供する。

令和６年12月６日

沖縄県知事　　玉　　城　　康　　裕

１　出願書受理年月日　令和６年８月23日
２　出願の概要
⑴　出願人の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
ア　出願人　糸満市潮崎町一丁目１番地　糸満市
イ　代表者　糸満市潮崎町一丁目１番地　糸満市長　當銘真栄
⑵　埋立区域
ア　位置　糸満市字糸満2274番及び2275番12の地先公有水面
イ　区域　次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑬の地点を結ぶ令和４年の秋分の満潮位（D.L.+2.29メートル）における公有水面と陸地の境界線により囲まれた区域
①の地点　四等三角点（英３）照屋城（北緯26度07分56.8603秒、東経127度40分41.6552秒）から244度53分34.56秒1,679.600メートルの地点
②の地点　①の地点から255度03分37.30秒56.122メートルの地点
③の地点　②の地点から345度03分38.94秒430.394メートルの地点
④の地点　③の地点から18度47分11.21秒45.005メートルの地点
⑤の地点　④の地点から63度47分12.77秒263.157メートルの地点
⑥の地点　⑤の地点から153度47分10.29秒51.436メートルの地点
⑦の地点　⑥の地点から243度34分22.37秒164.050メートルの地点
⑧の地点　⑦の地点から198度39分13.78秒44.622メートルの地点
⑨の地点　⑧の地点から165度24分44.63秒148.240メートルの地点
⑩の地点　⑨の地点から165度09分01.99秒213.838メートルの地点
⑪の地点　⑩の地点から255度30分18.41秒40.392メートルの地点
⑫の地点　⑪の地点から166度52分00.79秒2.047メートルの地点
⑬の地点　⑫の地点から255度05分36.26秒9.517メートルの地点
ウ　面積　58,315.50平方メートル
⑶　埋立てに関する工事の施行区域
ア　位置
㋐　Ａ区域　糸満市字糸満2274番及び2275番12の地内及び地先公有水面
㋑　Ｂ区域　糸満市西崎町一丁目５番２の地内及び地先公有水面並びに糸満市西崎町一丁目６番４、６番３、６番２、６番17、５番、６番16、４番14、４番13、14番、４番11及び４番12の地先公有水面
イ　区域
㋐　Ａ区域　次のⒶの地点から各地点を順次に結んだ線及び⑬の地点の区域
Ⓐの地点　四等三角点（英３）照屋城（北緯26度07分56.8603秒、東経127度40分41.6552秒）から243度13分35.35秒1,689.603メートルの地点
Ⓑの地点　Ⓐの地点から255度03分38.22秒105.659メートルの地点
Ⓒの地点　Ⓑの地点から345度03分39.11秒553.866メートルの地点

Ⓓの地点　Ⓒの地点から63度47分12.78秒379.660メートルの地点
Ⓔの地点　Ⓓの地点から153度47分10.33秒106.953メートルの地点
Ⓕの地点　Ⓔの地点から243度26分49.29秒212.302メートルの地点
Ⓖの地点　Ⓕの地点から199度03分53.31秒25.921メートルの地点
Ⓗの地点　Ⓖの地点から189度31分34.20秒18.739メートルの地点
Ⓘの地点　Ⓗの地点から165度16分19.93秒355.017メートルの地点
⑩の地点　Ⓘの地点から255度30分16.56秒5.418メートルの地点
⑪の地点　⑩の地点から255度30分18.41秒40.392メートルの地点
⑫の地点　⑪の地点から166度52分00.79秒2.047メートルの地点
⑬の地点　⑫の地点から255度05分36.26秒9.517メートルの地点

(ｲ)　Ｂ区域　次のⒿの地点から各地点を順次に結んだⓊの地点の区域

Ⓙの地点　四等三角点（英３）照屋城（北緯26度07分56.8603秒、東経127度40分41.6552秒）から254度19分08.35秒1,848.933メートルの地点
Ⓚの地点　Ⓙの地点から255度32分06.26秒222.431メートルの地点
Ⓛの地点　Ⓚの地点から345度32分07.69秒50.005メートルの地点
Ⓜの地点　Ⓛの地点から332度41分18.50秒453.464メートルの地点
Ⓝの地点　Ⓜの地点から294度16分45.66秒260.847メートルの地点
Ⓞの地点　Ⓝの地点から345度29分50.25秒294.539メートルの地点
Ⓟの地点　Ⓞの地点から75度29分49.97秒281.027メートルの地点
Ⓠの地点　Ⓟの地点から165度29分50.19秒190.019メートルの地点
Ⓡの地点　Ⓠの地点から255度29分50.12秒51.956メートルの地点
Ⓢの地点　Ⓡの地点から165度36分05.73秒15.801メートルの地点
Ⓣの地点　Ⓢの地点から137度03分42.06秒273.726メートルの地点
Ⓤの地点　Ⓣの地点から144度36分21.47秒465.252メートルの地点

ウ　面積

Ａ区域面積　112,268.53平方メートル
Ｂ区域面積　212,370.30平方メートル
合　　計　　324,638.83平方メートル

⑷　埋立地の用途　漁港施設用地

３　意見書の提出方法及び提出期限　この告示で告示された埋立てに関して利害関係を有する者は、知事に意見書を提出することができる。意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載して沖縄県農林水産部漁港漁場課に提出すること。

沖縄県告示第440号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第３項において準用する同法第２条第２項の規定により、公有水面埋立承認の出願があった。その要領は、次のとおりである。

なお、出願書面及び関係図書は、令和６年12月６日から同月27日まで沖縄県農林水産部漁港漁場課、沖縄県南部農林土木事務所及び糸満市役所において縦覧に供する。

令和６年12月６日

沖縄県知事　　玉　　城　　康　　裕

１　出願書受理年月日　令和６年８月23日

２　出願の概要

⑴　出願人の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

ア　出願人　東京都千代田区霞が関一丁目２番１号　水産庁
イ　代表者　東京都千代田区霞が関一丁目２番１号　水産庁長官　森健

⑵　埋立区域

ア　位置　糸満市字糸満2274番及び2275番12の地先公有水面
イ　区域　次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑬の地点を結ぶ令和４年の秋分の満潮位（D.L.+2.29メートル）における公有水面と陸地の境界線により囲まれた区域

①の地点　四等三角点（英３）照屋城（北緯26度07分56.8603秒、東経127度40分41.6552秒）から244度53分34.56秒1,679.600メートルの地点
②の地点　①の地点から255度03分37.30秒56.122メートルの地点
③の地点　②の地点から345度03分38.94秒430.394メートルの地点
④の地点　③の地点から18度47分11.21秒45.005メートルの地点
⑤の地点　④の地点から63度47分12.77秒263.157メートルの地点
⑥の地点　⑤の地点から153度47分10.29秒51.436メートルの地点
⑦の地点　⑥の地点から243度34分22.37秒164.050メートルの地点
⑧の地点　⑦の地点から198度39分13.78秒44.622メートルの地点
⑨の地点　⑧の地点から165度24分44.63秒148.240メートルの地点
⑩の地点　⑨の地点から165度09分01.99秒213.838メートルの地点
⑪の地点　⑩の地点から255度30分18.41秒40.392メートルの地点
⑫の地点　⑪の地点から166度52分00.79秒2.047メートルの地点
⑬の地点　⑫の地点から255度05分36.26秒9.517メートルの地点

ウ　面積　58,315.50平方メートル

(3)　埋立てに関する工事の施行区域

ア　位置

(ｱ)　Ａ区域　糸満市字糸満2274番及び2275番12の地内及び地先公有水面

(ｲ)　Ｂ区域　糸満市西崎町一丁目５番２の地内及び地先公有水面並びに糸満市西崎町一丁目６番４、６番３、６番２、６番17、５番、６番16、４番14、４番13、14番、４番11及び４番12の地先公有水面

イ　区域

(ｱ)　Ａ区域　次のⒶの地点から各地点を順次に結んだ線及び⑬の地点の区域

Ⓐの地点　四等三角点（英３）照屋城（北緯26度07分56.8603秒、東経127度40分41.6552秒）から243度13分35.35秒1,689.603メートルの地点
Ⓑの地点　Ⓐの地点から255度03分38.22秒105.659メートルの地点
Ⓒの地点　Ⓑの地点から345度03分39.11秒553.866メートルの地点
Ⓓの地点　Ⓒの地点から63度47分12.78秒379.660メートルの地点
Ⓔの地点　Ⓓの地点から153度47分10.33秒106.953メートルの地点
Ⓕの地点　Ⓔの地点から243度26分49.29秒212.302メートルの地点
Ⓖの地点　Ⓕの地点から199度03分53.31秒25.921メートルの地点
Ⓗの地点　Ⓖの地点から189度31分34.20秒18.739メートルの地点
Ⓘの地点　Ⓗの地点から165度16分19.93秒355.017メートルの地点
⑩の地点　Ⓘの地点から255度30分16.56秒5.418メートルの地点
⑪の地点　⑩の地点から255度30分18.41秒40.392メートルの地点
⑫の地点　⑪の地点から166度52分00.79秒2.047メートルの地点
⑬の地点　⑫の地点から255度05分36.26秒9.517メートルの地点

(ｲ)　Ｂ区域　次のⒿの地点から各地点を順次に結んだⓊの地点の区域

Ⓙの地点　四等三角点（英３）照屋城（北緯26度07分56.8603秒、東経127度40分41.6552秒）から254度19分08.35秒1,848.933メートルの地点
Ⓚの地点　Ⓙの地点から255度32分06.26秒222.431メートルの地点
Ⓛの地点　Ⓚの地点から345度32分07.69秒50.005メートルの地点
Ⓜの地点　Ⓛの地点から332度41分18.50秒453.464メートルの地点
Ⓝの地点　Ⓜの地点から294度16分45.66秒260.847メートルの地点
Ⓞの地点　Ⓝの地点から345度29分50.25秒294.539メートルの地点
Ⓟの地点　Ⓞの地点から75度29分49.97秒281.027メートルの地点
Ⓠの地点　Ⓟの地点から165度29分50.19秒190.019メートルの地点
Ⓡの地点　Ⓠの地点から255度29分50.12秒51.956メートルの地点
Ⓢの地点　Ⓡの地点から165度36分05.73秒15.801メートルの地点
Ⓣの地点　Ⓢの地点から137度03分42.06秒273.726メートルの地点

Ⓤの地点　Ⓣの地点から144度36分21.47秒465.252メートルの地点

ウ　面積

Ａ区域面積　112,268.53平方メートル

Ｂ区域面積　212,370.30平方メートル

合　　計　　324,638.83平方メートル

⑷　埋立地の用途　漁港施設用地

３　意見書の提出方法及び提出期限　この告示で告示された埋立てに関して利害関係を有する者は、知事に意見書を提出することができる。意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載して沖縄県農林水産部漁港漁場課に提出すること。

公　　告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和６年12月６日

沖縄県知事　　玉　　城　　康　　裕

１⑴　処分をした年月日　令和６年６月24日

⑵　商号名　株式会社仁建設工業

⑶　代表者名　川島潤一郎

⑷　所在地　沖縄市字登川370番地１

⑸　許可番号　沖縄県知事　許可（特-5）第5971号、沖縄県知事　許可（般-5）第5971号

⑹　処分の内容　許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する特定建設業並びに造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し

⑺　処分の原因となった事実　令和６年６月24日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び造園工事業を廃止した旨の届出があった。

２⑴　処分をした年月日　令和６年７月２日

⑵　商号名　株式会社アサヒ

⑶　代表者名　福重勉

⑷　所在地　那覇市泊２丁目１番地11

⑸　許可番号　沖縄県知事　許可（般-3）第7738号

⑹　処分の内容　許可した業種のうち機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可の取消し

⑺　処分の原因となった事実　令和６年７月２日付けで、建設業法第12条に基づき機械器具設置工事業を廃止した旨の届出があった。

３⑴　処分をした年月日　令和６年７月３日

⑵　商号名　有限会社新光建設

⑶　代表者名　安里健

⑷　所在地　久米島町字仲泊450番地

⑸　許可番号　沖縄県知事　許可（般-3）第3046号

⑹　処分の内容　建設業の許可の取消し

⑺　処分の原因となった事実　令和６年７月３日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

４⑴　処分をした年月日　令和６年７月３日

⑵　商号名　アクティブ工業株式会社

⑶　代表者名　比嘉良仁

⑷　所在地　浦添市内間五丁目４番７号

⑸　許可番号　沖縄県知事　許可（般-4）第5538号

⑹　処分の内容　許可した業種のうち清掃施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
⑺　処分の原因となった事実　令和６年７月３日付けで、建設業法第12条に基づき清掃施設工事業を廃止した旨の届出があった。
5⑴　処分をした年月日　令和６年７月４日
⑵　商号名　株式会社新翔
⑶　代表者名　天願翔
⑷　所在地　沖縄市知花五丁目2636番地１
⑸　許可番号　沖縄県知事　許可（般-2）第13983号
⑹　処分の内容　許可した業種のうち塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
⑺　処分の原因となった事実　令和６年７月４日付けで、建設業法第12条に基づき塗装工事業を廃止した旨の届出があった。
6⑴　処分をした年月日　令和６年７月５日
⑵　商号名　株式会社紫電舎
⑶　代表者名　新城永一郎
⑷　所在地　石垣市字真栄里375番地８
⑸　許可番号　沖縄県知事　許可（般-5）第1825号
⑹　処分の内容　許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
⑺　処分の原因となった事実　令和６年７月５日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
7⑴　処分をした年月日　令和６年７月８日
⑵　商号名　フクムラ重機
⑶　代表者名　譜久村公一
⑷　所在地　石垣市字名蔵403番地17
⑸　許可番号　沖縄県知事　許可（般-3）第11079号
⑹　処分の内容　許可した業種のうち造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
⑺　処分の原因となった事実　令和６年７月８日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
8⑴　処分をした年月日　令和６年７月８日
⑵　商号名　株式会社ユキ設備
⑶　代表者名　具志堅忍
⑷　所在地　浦添市仲間一丁目22番２号第一武商マンション101号
⑸　許可番号　沖縄県知事　許可（般-5）第13578号
⑹　処分の内容　建設業の許可の取消し
⑺　処分の原因となった事実　令和６年７月８日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
9⑴　処分をした年月日　令和６年７月10日
⑵　商号名　株式会社リスモプラン
⑶　代表者名　大宜見幸宏
⑷　所在地　嘉手納町字屋良775番地１
⑸　許可番号　沖縄県知事　許可（般-4）第13294号
⑹　処分の内容　許可した業種のうち大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
⑺　処分の原因となった事実　令和６年７月10日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
10⑴　処分をした年月日　令和６年７月11日
⑵　商号名　大南装美
⑶　代表者名　大嶺勇
⑷　所在地　八重瀬町字上田原42番地２

⑸　許可番号　沖縄県知事　許可（般−1）第11602号
⑹　処分の内容　許可した業種のうち大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
⑺　処分の原因となった事実　令和６年７月11日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
11⑴　処分をした年月日　令和６年７月11日
⑵　商号名　託一建設株式会社
⑶　代表者名　大城優
⑷　所在地　那覇市字安里361番地34
⑸　許可番号　沖縄県知事　許可（特−2）第13856号
⑹　処分の内容　許可した業種のうち左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び解体工事業に関する特定建設業の許可の取消し
⑺　処分の原因となった事実　令和６年７月11日付けで、建設業法第12条に基づき左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第２項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。
令和６年12月６日
沖縄県知事　　玉　　城　　康　　裕
１　開発許可年月日及び指令番号　令和６年８月14日　沖縄県指令土第632号
２　開発区域に含まれる地域の名称　豊見城市字渡橋名浜原269番１及び272番１
３　公共施設　なし
４　開発許可を受けた者の所在地及び名称　南風原町字兼城586番地の８　有限会社セゾン社　代表取締役　瑞慶覧俊也
５　検査済証番号　令和６年11月21日第4966号
６　工事完了年月日　令和６年11月11日

正　　誤

令和６年８月27日付け公報第5245号登載の「特定調達契約に係る落札者の決定（県警本部運転免許試験課）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
6	上から16	46,331,760円	50,964,936円

令和６年９月10日付け公報定期第5249号登載の「漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（沖縄県告示第328号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
1	上から14	湊	港

発　行　所
沖　縄　県　総　務　部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印　刷　所　有限会社　ドリーム印刷
〒901-0314　沖縄県糸満市字座波1065番地